

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 3 月 30 日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第11号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則
住居手当に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第 2 条 略 （ 1 ） 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫、<u>国家公務員退職手当法施行令</u>（昭和28年政令第2 1 5号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人その他人事委員会が定める<u>法人</u>から貸与された職員宿舎に居住している職員 （ 2 ） 略	（適用除外職員） 第 2 条 給与条例第 9 条の 4 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （ 1 ） 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは<u>国家公務員退職手当法施行令</u>（昭和28年政令第2 1 5号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人<u>又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるもの</u>から貸与された職員宿舎に居住している職員 （ 2 ） 略

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。